

第2群 生活機能

P69～99

- 介助の方法で評価する項目は、対象者に、「介助」が行われているのかどうかを調査して終わりではない。
- 最終的に評価するのは、調査に行った時に行われている介助の方法をそのまま選択するのではなく、対象者にとって**最も適切な介助**は何か、実際の介助方法が適切かどうかを総合的に判断することが必要。

※ 2群は特記事項の内容が大きく生きてくる部分

介護認定審査会では、「**基本調査の確認**」と「**介護の手間**」という2つの視点を活用するので、介助の方法の特記事項には、選択した根拠・手間・頻度、この3つのポイントに留意した効果的な記載が必要となる。

- 1.対象者に限定している固有の介助方法
- 2.回数（週〇回等の頻度）
- 3.排泄などでは朝、昼、夜間帯の違いや失敗の有無などを、もれなく記載する

- 特記事項に、なぜ、その選択肢を選択したのかその根拠がわかるように具体的に記載する

【2-1】 移乗(介助の方法)

P70~72

定義

「ベッドから車いす(いす)へ」「車いすからいすへ」、「ベッドからポータブルトイレへ」「車いす(いす)からポータブルトイレへ」「畳からいすへ」「畳からポータブルトイレへ」「ベッドからストレッチャーへ」など**臀部を移動**させ、いす等へ乗り移ることどのように介助が行われているかを評価する。

選択肢の選択基準 …… P70(2)

「2.見守り等」とは、常時の付き添いの必要がある「見守り」や認知症高齢者等の場合に**必要な行為の確認、指示、声かけ**等のこと

介護者が本人の身体に直接触れないで、安全に乗り移れるよう動作にあわせて車いすをお尻の下へ差し入れている場合も「見守り等」となる

《移乗とならない評価》

- ・義足や装具、歩行器等の準備は介助の内容には含まない。
- ・在宅で畳中心の生活であり、いすを使用していない場合で、両手をついて腰を浮かせる行為自体だけでは移乗には該当しない。

➤ 実際の介助の方法が不適切な場合

…… P72 ④

◆ 特記事項の例 ◆

独居で、介助は行われていないが、「移乗」の際にいすやポータブルトイレから転倒し、足にアザが確認できるなど不適切な状況にあると判断し、適切な介助の方法を選択する。常に移乗できないわけではないとのヘルパーの話もあり「2.見守り等」を選択する。

【2-2】 移動(介助の法)

P73~75

定義

日常生活において食事や排泄、入浴等で必要な場所へ移動する時に、見守りや介助が行なわれているかどうかで選択する

【2-3】 えん下(能力)

P76~77

定義

食物を経口より摂取する際の、えん下
飲み込むこと)の能力2群で唯一、
「能力」で評価する項目であるが、
試行する必要はない

調査上の留意点

- 咀嚼（噛むこと）や口腔内の状況を評価するものではない
- 食物を口に運ぶ行為については「2-4 食事摂取」で評価する
- 固形物か液体かどうか等食物の形状（普通食・きざみ食・ミキサー食・流動食など）によって異なる部分も一定期間の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する

【2-4】食事摂取（介助の方法）

P78～80

定義

食べ物を摂取する一連の行為のことで通常の経口摂取は配膳後の食器から口に入るまでの行為のこと

食事摂取介助には、**経管栄養の際の注入行為**や**中心静脈栄養**も含まれる

調査上の留意点

- ・ 食事の量、適切さを評価する項目ではなく、**介助が行われているかどうか**の評価項目である
- ・ 調理、配膳、後片付け、食べこぼしの掃除等は含まない
- ・ エプロンをかけることや椅子に座らせること等は評価対象外

【2-5】 排尿（介助の方法）

P81～83

定義

「排尿動作」「陰部の清拭」「トイレの水洗」
「トイレ、ポータブルトイレ、尿器等の排尿後の
掃除」「オムツ、リハビリパンツ、尿とりパッド
の交換」「抜去したカテーテルの後始末」の一連
の行為について介助が行われているかどうかを
評価する

【2-6】 排便（介助の方法）

P84～86

定義

「排便動作」「肛門の清拭」「トイレの水洗」
「トイレ、ポータブルトイレ、排便器等の排便
後の掃除」「オムツ、リハビリパンツの交換」
「ストーマ（人工肛門）の袋の準備、交換、後
始末」の一連の行為について介助がおこなわれ
ているか評価する。

選択基準

「1. 介助されていない」

「2. 見守り等」

ここでいう「見守り等」とは、常時の付き添いの必要がある「見守り」「確認」「指示」「声かけ」や認知症高齢者等をトイレ等へ誘導するために必要な「確認」「指示」「声かけ」等のことである

「3. 一部介助」

「4. 全介助」

調査上の留意点

- ・尿意の有無は問わない
- ・トイレやポータブルトイレ、尿器等の排尿後の掃除は評価対象行為になるが、日常的な掃除は含まれない
- ・ポータブルトイレの後始末を一括して行う場合は、排尿の直後であるかどうかや、その回数に関わらず「排尿後の後始末」として評価する

➤ 失禁時の「適切な介助の方法」の考え方

失禁の原因がどこにあるかによって「適切な介助の方法」を検討する・調査項目が異なる

- トイレまでの移動に介護が必要な場合は「2-2移動」
- ズボンの上げ下げ・トイレ誘導への声かけが必要な場合は「2-5排尿」「2-6排便」
- 汚染した衣服の更衣に関する介助は「2-10上衣の着脱」「2-11ズボン等の着脱」

【2-7】 口腔清潔（介助の方法）

P87～88

定義

「歯ブラシやうがい用の水を用意する」

「歯磨き粉を歯ブラシに付ける等の準備」

「義歯をはずす」「うがいをする」等の

一連の行為のこと

調査上の留意点

- ・洗面所への誘導、移動は含まない
- ・洗面所周辺の掃除などは含まない
- ・義歯の場合は、義歯の清潔保持に係る行為で選択する
- ・歯磨き粉を歯ブラシにつけない、口腔清浄剤を使用している場合も口腔清潔に含む

【2-8】 洗顔（介助の方法）

P89～90

定義

「タオルの準備」「蛇口をひねる」「顔を洗う」「タオルで拭く」「衣服の濡れの確認」等の一連の行為。

蒸しタオルで顔を拭くことも含まれる。

【2-9】 整髪（介助の方法）

P91～92

定義

「ブラシの準備」「整髪料の準備」「髪をとかす」「ブラッシングする」等の「整髪」の一連の行為のこと。

【2-10】 上衣の着脱(介助の方法)

P93～95

【2-11】 ズボン等の着脱(介助の方法)

P96～98

定義

- ・ 上衣の着脱とは普段使用している上衣等の着脱のこと
- ・ ズボン等の着脱とは普段使用している、ズボンパンツ等の着脱のこと

調査上の留意点

- ・介護者が構えているズボンに「自ら足を通す」場合は、服を構える介助はおこなわれているものの、ズボンに足を通す行為は**自ら行っている**ことから、一連の行為の一部に介助があると判断し、「一部介助」を選択する。

【2-12】 外出頻度（有無）

P99

定義

1回概ね30分以上、居住地の敷地外へ出る頻度を評価する

調査上の留意点

- ・外出の目的や同行者の有無、目的地は問わない
- ・徘徊や救急搬送は外出とは考えない
- ・同一施設、敷地内のデイサービス、診療所等への移動は外出とは考えない
- ・一定期間とは、調査日より過去1か月の状況で選択